

○ 厚生労働省  
環境省 告示 第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を同条第一項第二号又は第四号に該当するものであると判定したので、第二条第五項の規定に基づき第二種監視化学物質として指定したため、第二条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十九年四月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
経済産業大臣 甘利 明  
環境大臣 若林 正俊

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
883	1 - [ 2 - (アシルオキシ) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェニル) エチル ] - 1 <i>H</i> -イミダゾール (別名イマザリル)	(5) - 6891
884	[ 2 - (16 - メチルヘプタデシル) - 4, 5 - ジヒドロ - 4 - (ヒドロキシメチル) - 1, 3 - オキサゾール - 4 - イル ] メチル = 16 - メチルヘプタデカノアートを主成分とする、2 - アミノ - 2,	(5) - 6892

2-ビス(ヒドロキシメチル)エタノールと16-メチルヘプタデカン酸の反応生成物

- 885 ジフェニル = (フェニルアミド)ホスファートを主成分(90%以上)とする、ジフェニル = (フェニルアミド)ホスファートとフェニル = ビス(フェニルアミド)ホスファートの混合物 (3) - 4597
- 886 (2, 5-ジクロロフェニル)(フェニル)メタノン (4) - 1933
- 887 2, 6-ジクロロ-4-メチルニコチノニトリル (5) - 6893
- 888 4, 4'-(4-イソプロピル-1-メチルシクロヘキサン-1, 3-ジイル)ジフェノール (4) - 1934
- 889 ジアゾ[ビス(1, 4-ジオキサスピロ[4.5]デカン-7-スルホニル)]メタン (5) - 6894
- 890 3, 5-ジエチルピリジン (5) - 6895

- 8 9 1 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロ-3-メトキシ-2-(トリフルオロメチル)ペンタン (2) - 4 0 5 5
- 8 9 2  $N$ -{ [ジクロロ(フルオロ)メチル]スルファニル} -  $N$ ,  $N$ -ジメチル- $N$ - $p$ -トリルスルファミド (3) - 4 5 9 8
- 8 9 3 { 2, 2', 2" - [ニトリロトリス(エチレンアザン-1-イル-1-イリデンメタン-1-イル-1-イリデン)]トリフェノラト- $\kappa O$ ,  $\kappa O'$ ,  $\kappa O''$  } マンガン(III)を主成分(75%以上)とする、マンガン(III) = トリアセタート、サリチルアルデヒド及び2, 2', 2" - ニトリロトリス(エチルアミン)の反応生成物 (3) - 4 5 9 9
- 8 9 4 ジブチル = { 2 - [ (5, 5-ジメチル-2-オキソ-1, 3, 2- $\lambda^5$ -ジオキサホスフィナン-2-イル)オキシ]プロパン-2-イル } ホスホナートを主成分(90%以上)とする、アセトン、ジブチル = 水素 = ホスファート、2, 2-ジメチルプロパン-1, 3-ジオール、過酸化水素及びトリクロロオキシリンの反応生成物 (5) - 6 8 9 6

- 8 9 5 4 - *t e r t* - ブチル - 2 - ニトロフェノール ( 3 ) - 4 6 0 0
- 8 9 6 3 , 3 , 4 , 4 , 5 , 5 , 6 , 6 , 6 - ノナフルオロヘキサシ - 1 - ( 2 ) - 4 0 5 6  
イル = アクリラート
- 8 9 7 3 , 3 , 4 , 4 , 5 , 5 , 6 , 6 , 6 - ノナフルオロヘキサシ - 1 - ( 2 ) - 4 0 5 7  
イル = 2 - クロロアクリラート
- 8 9 8 1 - エチル - 2 , 3 - ジメチルイミダゾリウム = テトラフルオロボラ ( 5 ) - 6 8 9 7  
ート
- 8 9 9 2 - エトキシ - 2 - メチルプロパン ( 2 ) - 4 0 5 8